



国土入企第10号
平成27年10月27日

建設業労働災害防止協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」（平成27年1月30日付け国土入企第32号）において、『営繕積算方式』活用マニュアル【普及版】を通知したところです。

今般、『営繕積算方式』活用マニュアルが改訂され、別添1のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたのでお知らせします。

併せて、数量積算のより一層の精度向上に向けて、別添2のとおり平成27年3月30日付けで大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されていた「営繕工事積算チェックマニュアル」の更なる普及を図るため、別添3のとおり営繕工事積算チェックマニュアル【解説版】が作成されましたのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

なお、別添4、5のとおり、各都道府県及び政令指定都市、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

(別添1)

国 営 積 第 14号
国 営 整 第171号
平成27年10月19日

大臣官房官庁営繕部 計画課長 殿
大臣官房官庁営繕部 整備課長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部

計 画 課 長

整 備 課 長
(公 印 省 略)

『営繕積算方式』活用マニュアルの改訂及び
普及・促進について

『営繕積算方式』活用マニュアルについては、「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る『営繕積算方式』の普及・促進について（通知）」（平成27年1月30日付け国営計第95号、国営整第223号）において通知したところであるが、今般、別添1のとおり、営繕積算方式の説明に特化した内容に再構成する等の改訂を行ったので通知する。

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）において、適正な予定価格の設定等が発注者の責務として明確化されていることを踏まえ、引き続き、官庁営繕工事において適切に活用を図るとともに、地方公共団体等に対して、各種会議等を通じて情報提供を行い、普及・促進を図りたい。

(問い合わせ先)

国土交通省大臣官房官庁営繕部

計画課 営繕積算企画調整室

営繕積算高度化対策官 田中 宏明

TEL:03-5253-8111 (内23-243)

整備課 課長補佐

橋本 一洋

TEL:03-5253-8111 (内23-433)

国 営 計 第 1 3 5 号

平成 2 7 年 3 月 3 0 日

各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿

北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 殿

沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 殿

大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課 長 殿

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部

計 画 課 長

営 繕 工 事 積 算 チェック マニュアル の 一 部 改 定 に つ い て (通 知)

標記について、「営繕工事積算チェックマニュアル」の内容を別添のとおり一部改定し、平成 2 7 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

別添

営繕工事積算チェックマニュアル

平成27年版

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

(別添3)

国 営 積 算 第 1 5 号
平成27年10月19日

大臣官房官庁営繕部 計画課長 殿
大臣官房官庁営繕部 整備課長 殿
各地方整備局 営繕部長 殿
北海道開発局 営繕部長 殿
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課 営繕積算企画調整室長
(公 印 省 略)

営繕工事積算チェックマニュアル【解説版】の策定及び
同マニュアルの普及・促進について

営繕工事積算チェックマニュアル（以下「チェックマニュアル」という。）
については、「営繕工事積算チェックマニュアルの一部改定について（通知）」
（平成27年3月30日付け国営計第135号）において通知したところで
あるが、今般、チェックマニュアルの更なる普及を図るため、別添1のと
おり、営繕工事積算チェックマニュアル【解説版】を策定したので通知する。

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律
第18号）において、「適正な予定価格の設定」等が発注者の責務として明確
化されていることを踏まえ、地方公共団体等に対して、各種会議等において
本解説版を活用する等により、引き続き、チェックマニュアルの普及・促進
を図られたい。

(問い合わせ先)

国土交通省大臣官房官庁営繕部
計画課 営繕積算企画調整室
営繕積算高度化対策官 田中 宏明
TEL:03-5253-8111 (内23-243)

(別添4)

国土入企第9号
平成27年10月27日

各都道府県 主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

各政令指定都市 主管担当部局長 殿
(契約担当課扱い)

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」(平成27年1月30日付け国土入企第32号)において、『営繕積算方式』活用マニュアル【普及版】を参考に営繕積算方式の適切な運用を図られるよう通知したところです。

今般、『営繕積算方式』活用マニュアルが改訂され、別添1のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたのでお知らせします。

併せて、数量積算のより一層の精度向上に向けて、別添2のとおり平成27年3月30日付けで大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されていた「営繕工事積算チェックマニュアル」の更なる普及を図るため、別添3のとおり営繕工事積算チェックマニュアル【解説版】が作成されましたのでお知らせします。

昨年改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)において、「適正な予定価格の設定」等が発注者の責務として明確化されていることを踏まえ、貴職におかれましては、別添1から3を参考に、引き続き適切な運用を図られるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村(政令指定都市は除く。)に対して、本通知の周知徹底をお願いいたします。

なお、別添4、5のとおり、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長、調査・設計等の発注関連業務を行う業界の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。

(別添5)

国土入企第11号
平成27年10月27日

発注関連業務団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る
取組の強化について

公共建築工事の円滑な施工確保の一層の推進を図る観点から、「公共建築工事の円滑な施工確保対策に係る取組の強化について」(平成27年1月30日付け国土入企第32号)において、『営繕積算方式』活用マニュアル【普及版】を通知したところです。

今般、『営繕積算方式』活用マニュアルが改訂され、別添1のとおり大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されましたのでお知らせします。

併せて、数量積算のより一層の精度向上に向けて、別添2のとおり平成27年3月30日付けで大臣官房官庁営繕部から各地方整備局等あて通知されていた「営繕工事積算チェックマニュアル」の更なる普及を図るため、別添3のとおり営繕工事積算チェックマニュアル【解説版】が作成されましたのでお知らせします。

貴職におかれては、これらの取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の会員企業に対し、周知方お願いいたします。

なお、別添4、5のとおり、各都道府県及び政令指定都市、公共事業の施工を行う建設業の各団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせします。